

# 官民連携ガイドライン

令和8年4月  
神奈川県内広域水道企業団

## 1. ガイドライン策定の背景・目的

令和3年度から、企業団では新たにながわ広域水道ビジョンが始まり、最適な水道システムの実現に向けて様々な施策が実施される。施設の運転・維持管理、老朽化対策及び危機管理対策に加え、新たに水道施設の再構築や管路・浄水場の更新等の検討・設計が始まり、事業量は大幅に増加する。

これらの事業を円滑に進める方策として、民間企業等が有する新技術や創意工夫などを取り入れる等、官民連携を進めていくことが考えられる。

そこで、官民連携が円滑に図られるように「官民連携ガイドライン」を策定した。

## 2. 参加者

参加する企業及び団体は、以下のとおりとし、総称して「民間企業等」とする。本スキームには、個人での参加は認めないものとする。

企業団の目的に合致する技術等を持っていると判断される民間企業及び団体(NPO 法人含む)  
国及び地方自治体、並びにこれらの関係機関  
上記に準じた公的な研究機関

## 3. 種類・定義

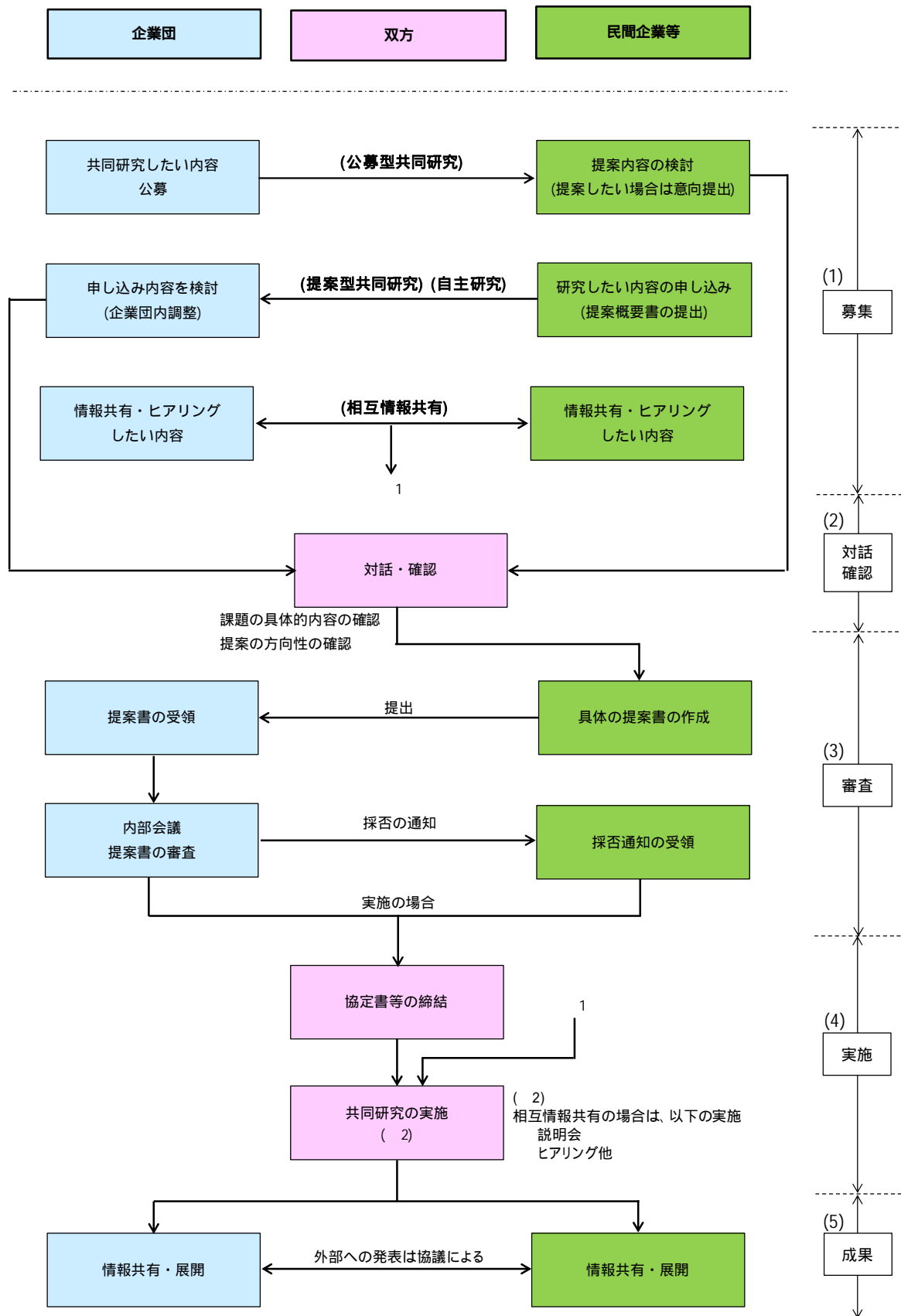
企業団において、官民が連携して行うスキームは、以下のとおりとする。なお、～ のいずれも、実施した結果・成果について施設更新等を約するものではない。

### <連携のスキーム>

	公募型共同研究	提案型共同研究	自主研究	相互情報共有
内容 方法	企業団が共同研究を公募し、企業団と民間企業等が共同で行う調査、研究、実験等	民間企業等からの技術や創意工夫を用いた研究の提案に対して、企業団と民間企業等が共同で行う調査、研究、実験等	民間企業等が企業団の施設や保有するデータを利用するなど、企業団の協力を得て民間企業等の責任により自主的に行う調査、研究、実験等	企業団と民間企業等との情報共有。 企業団からの事業計画の紹介、民間企業等からのプレゼン等。
費用 負担	企業団と民間企業等で応分の負担	企業団と民間企業等で応分の負担	直接的な費用は民間企業等の負担	なし
協定 書等	締結	締結	締結	なし

#### 4. 公募から実施までの流れ

官民連携の開始から終了までの流れは以下のとおりである。



## 5. 各段階での具体的な内容

各段階における企業団と民間企業等の役割分担は、以下のとおりである。

### <企業団と民間企業等の役割分担>

段階	担当	公募型共同研究	提案型共同研究	自主研究	相互情報共有
(1) 募集	企業団	民間企業等と共同で研究したい項目・内容を取り纏め、公募する。	民間企業等からの提案概要を受理する。	同左	民間企業等に提供・情報交換したい事項を周知する。
	民間企業等	公募内容を見て意向を提出する。	企業団のフィールドやデータ等を使って共同で研究したい内容について提案概要を作成・提出する。	企業団のフィールドやデータ等を使って自主的に研究したい内容について提案概要を作成・提出する。	企業団に紹介したい事項について、説明会の実施等を申し込む。
(2) 対話確認	企業団	企業団の抱える課題、研究の趣旨等を説明する。 必要に応じて、実施場所の確認を双方で行う。	民間企業等からの提案概要について、研究の趣旨、方向性等を確認する。 必要に応じて、実施場所の確認を双方で行う。	同左	- (対象外)
	民間企業等	提案書の作成にあたって必要な事項を確認する。 必要に応じて、実施場所の確認を双方で行う。	共同研究の趣旨、方向性等を説明する。 必要に応じて、実施場所の確認を双方で行う。	自主研究の趣旨、方向性等を説明する。 必要に応じて、実施場所の確認を双方で行う。	- (対象外)
(3) 審査	企業団	民間企業等からの提案書を確認する。 内部会議において提案内容を審査し、実施の可否を決定する。	同左	同左	- (対象外)
	民間企業等	民間企業等は、対話で確認した事項を踏まえ、具体的な提案書を作成し、企業団に提出する。	同左	同左	- (対象外)

段階	担当	公募型共同研究	提案型共同研究	自主研究	相互情報共有
(4) 実施	企業団	実施にあたり協定書等を締結する。 双方で協議・進捗状況の確認を行いながら研究を実施する。 フィールドやデータ等を提供する。	同左	実施にあたり協定書等を締結する。 進め方等の具体の協議をした後、フィールドやデータ等を提供する。	説明会・資料の準備を行う。 必要に応じて、現場見学も行う。
	民間企業等	実施にあたり協定書等を締結する。 双方で協議・進捗状況の確認を行いながら研究を実施する。 必要な資機材・装置等を準備・設置する。	同左	実施にあたり協定書等を締結する。 進め方等の具体の協議をした後、調査・研究を実施する。	説明会・資料の準備を行う。
(5) 成果	企業団	共同研究終了後、内部会議において、成果を報告する。	同左	同左	取得資料、ヒアリングした内容(会議メモ)等について、内部情報共有する。
	民間企業等	共同研究の成果を提出する。	同左	同左	-

## 6. 各段階でのルール・条件等

### (1) 募集について

公募型共同研究（以下「 」）を行う場合は、原則として企業団ホームページを使用して公募により民間企業等を募集する。募集にあたっては、一定の期限を設ける。

提案型共同研究（以下「 」）、自主研究（以下「 」）および 相互情報共有（以下「 」）については、民間企業等からの提案を随時受け付ける。また、その旨を企業団ホームページ等に掲載する。

について、企業団から民間企業等に広く周知したい内容の説明会等を実施する場合は、企業団ホームページを使用して周知する。

### (2) 対話・確認について

企業団と民間企業等との対話・確認は、原則として複数人数で開かれた場所（会議室等）で実施する。

直接的な利益につながらないサンプル（浄水発生土・浄水処理薬品等）の提供・受領は可とする。

### (3) 審査について

、 、 について、内部会議で以下に掲げる事項について審査する。

- ・ ・ の実施に関すること
- 共同研究者の選定に関すること（ のみ）
- その他 ・ ・ の実施にあたり必要な事項

実施の可否については、民間企業等が作成する提案書に基づき、以下の事項を確認する。

- 研究の目的が明確であり、その内容が企業団の目的に合致していること
- 新規性又は進歩性に富んでいる研究等であること
- 研究の成果が期待できる又は実用化の可能性を有していること
- 研究の工程が明確かつ適切であること
- 研究に要する費用が明確であり、民間企業等がその費用負担能力を有していること
- 研究により企業団の業務運営が阻害されないこと
- 企業団が保有する情報や資産を適切に使用することが確認できること
- その他必要な事項

### (4) 実施について

、 、 の実施にあたり、企業団と民間企業等との間で協定書等を締結する。

協定書等は、下記の事項について双方で協議の上、協議結果を両者が確認するために作成する。

- 研究の名称、目的及び内容
- 研究の実施期間及び実施場所
- 研究の実施方法、業務分担及び費用負担
- 研究の中断及び中止
- 損害賠償
- 研究成果の取り扱い
- 知的財産権（考案・意匠・商標を含む）の取り扱い
- その他必要な事項

民間企業等は、 、 、 において企業団用地又は施設を占有して使用する場合、企業団固定資産管理規程に定める行政資産の使用許可申請を行い、企業団の許可を受ける。

民間企業等は、 、 、 について、企業団の求めに応じて研究の経過を企業団に報告する。  
企業団は、天災その他やむを得ない理由があるため 、 、 を継続することが困難になったときは、中止することができる。

民間企業等は、 、 、 の終了時に成果等をまとめ、報告書として企業団に提出する。  
研究成果等（報告・論文・その他研究の内容に関するもの）を第三者に提供するときは、企業団と民間企業等が協議し、それぞれ同意を得たうえで行う。

研究実施において以下の項目について協議した場合は、民間企業等が協議簿等（様式は任意）を作成し、企業団の了承を得る。

- 研究成果等の第三者への提供事項
- 協定書の事項
- その他必要な事項

#### (5)その他

企業団は、本ガイドラインをホームページにて公表する。

企業団は、 、 、 の実施状況をホームページにて公表する。

## 7. 研究内容・期間等の変更手続き

、 を実施する民間企業等が、審査済み（実施中）の研究（以下「当初提案」という。）の研究内容や研究期間等の変更を希望する場合は、以下の手順により変更内容等を企業団に提案し、変更審査を受ける。

### (1) 提出書類

変更提案書（当初提案の提案書に、変更箇所を朱書きで示したもの。）  
変更理由等を説明する資料（様式は任意）

### (2) 変更審査

企業団の内部会議等により変更審査を行う。審査の観点は6.(3)による。  
審査後、変更提案の採否結果を企業団から民間企業等に通知する。

### (3) その他留意事項

必要に応じ当初提案に基づく協定書の変更を行う。

## 8. 関係書類について

### (1) 様式集

#### ア 公募型共同研究の参加依頼

公募型共同研究の参加者を募集するにあたり、企業団が記載する。

---

### 公募型共同研究の参加依頼

下表の背景・課題を踏まえ、公募型共同研究者を募集します。

項目	内容
背景・目的	
課題	
求める効果	
概算研究期間	
研究場所	
費用負担の考え方	
担当部署	対応窓口 浄水部浄水課  研究担当 〇〇部〇〇課
その他	

イ 意向確認書

アに示す企業団からの公募を受けて、民間企業等が記載する。

---

意向確認書

企業団から公募があった案件について、具体の提案書を作成し、共同研究につなげたいので、対話・審査を依頼します。

団体名	
所在地	
担当部署名	
電話・FAX	
メールアドレス	
想定する研究内容	概要、簡単な内容で結構です。

ウ 提案概要書

民間企業等が提案型共同研究、又は自主研究の申込みにあたり記載する。

提案概要書

企業団のフィールド、データ等を使って提案型共同研究・自主研究を実施したいと考えていますので、実施にあたって対話・審査を依頼します。

手法	提案型共同研究・自主研究
団体名	
所在地	
担当部署名	
電話・FAX	
メールアドレス	
研究の背景・目的	
求める効果	
概算研究期間	
研究希望場所	
費用負担の考え方 (提案型共同研究のみ)	

## (2) 具体の提案書作成

公募型共同研究、提案型共同研究及び自主研究の実施にあたり、企業団の審査を受けるため、民間企業等が記載する。

-----

企業団との対話・確認を踏まえ、必要に応じて図や写真等を組み入れながら、以下の項目について記載し、提案書を作成する。

- ア 研究テーマ
- イ 研究の目的
- ウ 研究の内容
- エ 期待される効果
- オ 研究費用(負担割合)  
公募型共同研究・提案型共同研究のみ
- カ 実施場所・研究設備
- キ 実施方法
- ク 研究実施期間・工程
- ケ 安全対策(企業団事業への影響)
- コ 研究体制
- サ その他必要な項目

提案書は A4 版縦(ただし、図面等の記載内容が細かいものは A3 版とする)

## (3) 変更提案書

、 を実施する民間企業等が、当初提案の研究内容や研究期間等の変更を希望する場合、当初提案書に対する変更点を朱書きした変更提案書を作成する(7の手続きによる)。